

新宿区教育委員会会議録

令和4年第8回定例会

令和4年8月5日

新宿区教育委員会

令和4年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和4年8月5日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時28分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	委 員	古 笛 恵 子
委 員	山 下 浩 一 郎	委 員	今 野 雅 裕
委 員	年 綱 和 代		

欠席者

教育長職務代理者 星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
統 括 指 導 主 事	大 川 直 樹	統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝
学 校 運 営 課 長	内 野 桂 子	統 括 指 導 主 事	辻 慎 二

書記

教 育 調 整 課 主 査	林 竜 佑	教 育 調 整 課 係	大 原 颯 人
---------------	-------	-------------	---------

## 議事日程

### 議 案

- 日程第1 第20号議案 令和5年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第2 第21号議案 令和5年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第3 第22号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
改正について
- 日程第4 第23号議案 新宿区教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技  
術の利用に関する規則

### 報 告

- 1 令和4年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 令和3年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度  
の協定に基づく本人外収集及び外部提供について（教育指導課長）
- 3 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和4年新宿区教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議には、星野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、山下委員にお願いいたします。

○山下委員 承ります。

---

◎ 第20号議案 令和5年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第21号議案 令和5年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第22号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改  
正について

◎ 第23号議案 新宿区教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術  
の利用に関する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第20号議案 令和5年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、  
「日程第2 第21号議案 令和5年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、  
「日程第3 第22号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、  
「日程第4  
第23号議案 新宿区教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関  
する規則」を議題といたします。

本日の進行につきましては、日程第1 第20号議案から日程第4 第23号議案の説明を一  
括して受け、審議を行います。

それでは、第20号議案から第23号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第20号議案 令和5年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択  
について」御説明いたします。

本議案は、令和5年度に使用する小学校教科用図書について、引き続き、令和元年度に採  
択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、令和元年度に採択したものと同一となる教科用図書の種目

及び発行者を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められております。令和5年度に使用する小学校教科用図書については、令和元年度に採択したものと同一の教科用図書についての4年目の採択となります。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第20号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

それでは、続きまして「第21号議案 令和5年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

本議案は、令和5年度に使用する中学校教科用図書について、引き続き、令和2年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、令和2年度に採択したものと同一の教科用図書の種目及び発行者を記載したものでございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められております。令和5年度に使用する中学校教科用図書につきましては、令和2年度に採択したものと同一の教科用図書についての3年目の採択となるものです。

それでは、第21号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

続きまして、「第22号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務

災害補償に関する条例の一部改正に合わせ、区の介護補償の額につきましても、同様の改正を行うものでございます。

それでは、議案の中、新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。

こちら新旧対照表、表の右側が現行、左側が改正後になっております。こちら介護補償を規定しております第13条につきまして、下線の部分が今回の改正となる箇所でございます。

まず、常時介護を要する場合で、親族等による介護を受けたときの額を定めた第2項第2号で、現行7万3,090円としているものを7万5,290円へ、2,200円増額いたします。

また、2ページ目、裏面になりますが、随時介護を要する場合で、親族等による介護を受けたときの額を定めた第4号では、現行3万6,500円としているものを3万7,600円へ、1,100円増額するもので、増額理由といたしましては、最低賃金の全国加重平均額の上昇により、介護補償の額が引き上げられたことによるものでございます。

なお、介護施設など実費負担を伴う介護を受けたときの額を定めた同条第1号及び第3号につきましては、今回は据置きとなっているものでございます。

附則ですが、施行期日は令和4年11月1日でございます。

なお、経過措置といたしまして、介護補償の増額改定については、遡及適用することとし、現時点において公務災害補償を受けている者がいないことから、適用日を令和4年8月1日とするものです。

また、改正前の条例により支給されている場合、その支給された介護補償は、改正後の条例による介護補償の内払とみなすものでございます。

それでは、第22号議案の提案理由です。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、介護補償の額の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第23号議案 新宿区教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、行政運営の簡素化・効率化の推進の一環として、電子申請を可能とするため、教育委員会の所管する行政手続等における電子申請等に関する規則を新設するものでございます。

制定内容といたしましては、教育委員会の所管する申請、届出、その他の手続を、電子情

報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合に必要な事項を規定するものです。

それでは、おめくりいただきまして、規則文を御覧ください。

本規則案の内容につきましては、まず第1条に規則の趣旨を、第2条には本規則における電子署名、電子証明書の用語の定義を規定しております。第3条は、新宿区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の第3条から第7条にある、規則で定める手続等について規定するものです。

次のページになります。第4条では、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が、記録・記載すべき事項を教育委員会の定めるとおりに入力、申請及び提出しなければならないこと、第5条では、入力する事項についての情報に電子署名を行い、電子証明書と併せて送信しなければならないことを、それぞれ定めています。

第6条では、教育委員会が処分通知等を行うとき、第7条では、書面等に代えて電磁的記録による縦覧を行うとき、第8条では、書面等に代えて電磁的記録による作成を行うときに、それぞれ取るべき方法や手順を規定しております。

その他、第9条に条例第7条に規定する規則で定める申請、届出その他の手続について、第10条に補足として委任規定をそれぞれ定めております。

次に、附則ですが、施行期日は公布の日といたします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第23号議案の提案理由です。

行政運営の簡素化・効率化の推進の一環として電子申請手続を可能とするためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。これより順次審議を行ってまいります。

まず、第20号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第20号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第20号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第21号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第21号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第21号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第22号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第22号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第23号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○山下委員 情報化を推進していただくことは非常に良いと思いますが、まず、本人の認証、この人が本当にこの人であるというのをどのように認証していくのか、ID等が発番されるのかということと、本来は対面でやったほうが良いような内容もあるかと思うのですが、これを電子化することによって、業務が適切に実施できないということがないかどうか、お伺いします。

○学校運営課長 今回、学校運営課では1件予定しているものがございまして、内容としては新しく中学校1年生になります学校選択のお申込みについて電子申請を導入させていただきたいと考えております。

委員御指摘のセキュリティー関係の問題についてでございますが、お一人お一人にID番号を振らせていただきまして、通知の中にそれを記載してお知らせいたします。電子申請をされる際には、その番号を入力いただくようにすることで、なりすましの防止を図る対策を取らせていただきたいと思います。

なお、中学校の学校選択を御希望いただいた場合、原則として、定員内であればそのままお受けをさせていただいております。もし定員を超えてしまう場合には、抽選により決めさせていただいているところです。

一方、小学校では、指定校変更制度というものがございまして、こちらは御家庭の御事情を詳しくお伺いしたうえで、お子様が安全・安心に小学校に通えるのかといった審査を踏まえて決定をさせていただくものになりますので、こちらについては、電子申請の導入は現在



で考えていないところがございます。

以上です。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山下委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○今野委員 電子申請システムのシステムを導入するということで、これはデジタル時代ですので、とても良いことだと思います。

今、具体的なケースとして学校選択の話がありましたが、保護者にとってそのほか具体的にこのようなものが紙媒体の申請から電子申請に代わります、という例がいくつかありましたら、教えていただけますでしょうか。

○学校運営課長 本日、教育支援課長が欠席のため、代わりにお答えさせていただきます。

もう一件、今年度導入予定のものが、家庭教育支援セミナーのお申込みについてでございます。こちらは、年間3本ほどセミナーを予定させていただいているところですが、これについても、これまでは電話ですとかファクスでのお申込みであったところを電子申請にさせていただくことで、お申込者の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

○教育長 よろしいですか。

○今野委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第23号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

◆ 報告1 令和4年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告2 令和3年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、令和4年第2回区議会定例会における代表質問等に対する答弁について説明をいたします。

報告1の資料1ページを御覧ください。

Iは割愛いたしまして、下段のII、立憲民主党・無所属クラブでございます。

代表質問1、新型コロナウイルスワクチン接種と学校等の行事再開について、でございます。

1行目の後段から読ませていただきます。

校内行事や校外への日帰り行事、水泳指導、部活動やクラブ活動、宿泊行事等について、「今年度は緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が適用されたとしても、出来る限り通常の教育活動を実施する」とのこと。一方で、こうした緩和策に慎重な自治体も少なくないようで、3月の蔓延防止等重点措置解除後も、部活動の合宿をなるべく控えるよう学校側に求めるなど、一定の制限を維持し、近く行われる運動会では、昨年同様に種目の制限による短縮などがなされるケースもある。本区は「出来る限り通常の教育活動」を行うとの方針を打ち出したが、こうした判断の基準について、見解を伺う、という御質問です。

教育長答弁です。

これまでも区立学校・園では、コロナ禍の中、人数制限や施設状況に合わせた人の入れ替え、動線の工夫などの感染対策を講じることで、数多くの教育活動が展開することができ、様々なノウハウや知見を蓄積してきました。また、東京都教育委員会の対応も参考とし、本区の感染状況を鑑みながら、情報収集を重ねたこと、そして、代表校長や園長との綿密な打合せを定期的に行ってきた中で、各校・園の子どもたちの状況を聞くとともに、学校に寄せられた保護者のご意見も参考にしながら、出来る限り通常の教育活動を実施していくこととした、という答弁をいたしました。

割愛いたします。3ページの一般質問1、熱中症対策とマスクの着用について、でございます。

(1)原則として未就学児はマスク不着用を推奨することだが、保育・教育の現場においてマスクの着用、不着用により子どもたちの間でトラブルが起きたり、いじめの要因にならないように配慮することが重要である。子どもたちにはどのように説明するのか、また、

教職員などには子どもたちへの指導をどのように行うよう指示しているのか、という御質問です。

(1) 次長答弁です。

教育委員会では、本年5月に「学校等におけるマスクの着用等について」を各学校・園へ通知し、教職員に対して、マスクの着用を希望する子どもたちに、熱中症対策を講じた上で、個々の幼児・児童・生徒や各家庭の状況に応じて柔軟に対応することや、マスクの着用の有無に対する偏見や差別が生じないよう人権に関する指導を徹底することについて周知している。幼児・児童・生徒に対しては、マスクの着用や不着用については一律に求めるものではないことや、マスク着用に関するそれぞれの考え方を尊重し認め合うことの大切さを、発達段階に応じて、丁寧に説明していく、と答弁いたしました。

(2) は割愛いたしまして、裏面4ページお願いいたします。中段下、IV、自由民主党新宿区議会議員団の、代表質問1、スポーツ振興について、でございます。

運動部活動改革は、教員の多忙化の解消と生徒の有意義な活動に向けて環境を整えることを両軸に進められていくと思うが、教育委員会は今後どのような展望をお持ちなのか、という御質問です。

教育長答弁です。

教育委員会では、平成30年6月に策定した「区立学校における部活動ガイドライン」に基づき、令和元年度から部活動指導員を配置し、部活動の質的向上を図るとともに、教員の働き方改革を推進してきた。一方で「応募者の専門種目・活動可能時間などが学校の要望に合わない」「採用後に転職してしまう」など、人材確保の課題が残っている。これらの課題を解決するとともに、安定的・継続的かつ質の高い部活動指導員の確保が可能となるよう、民間提案制度も活用しながら、令和5年度からの部活動の支援について検討を進めている、と答弁いたしました。

ページを飛ばしまして、6ページをお願いいたします。V、新宿区議会公明党、代表質問1、原油高・物価高騰の影響から区民生活を守るための支援の強化について、でございます。

生理用品の設置については、5月11日に行われた文教子ども家庭委員会で準備が出来たので設置を開始する旨の報告があった。学校給食費の値上げ抑制については、スピード感をもって対応すべきと考えるが、という御質問です。

教育長答弁です。

学校給食については、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化などにより、調達する原

材料や食料の価格が上昇していることを受け、各区立学校では献立を工夫することで、給食の質を維持するよう努めてきた。しかしながら、食材料費等の価格の高騰は依然として厳しい状況であり、保護者にご負担いただくことなく安定的に給食を提供するためには、公費による補助も必要であると考えており、地方創生臨時交付金を有効に活用することで、学校給食への公費補助を7月から進めたいと考えている、と答弁いたしました。

次に、7ページをお願いいたします。VI、スタートアップ新宿、一般質問1、学校について、でございます。

(1) 標準服、帽子、体操着、水着等について、学校で指定するよう教育委員会で定めているのか。また、学校指定品を設けることは過剰な介入にも思えるが、どのようにお考えか。経済的な負担の軽減のためにも、特定の店舗ではなくインターネットや量販店等での購入を認めていく必要があると考える。教育委員会として学校に方針を示すことも必要と考えるが、という御質問です。

(2) は割愛いたします。

教育長答弁です。

(1) 標準服等を含めた学用品は、学校で教育目的を実現していく過程において、児童・生徒が学習上または生活上の支障がないよう各学校で定めているものであり、児童・生徒が安全に、安心して規則正しい生活を送っていく上で、各校が必要と判断したものを学校指定品として設けている。また、学校指定品の中でも、中学校の標準服や体操着、小学校の帽子のように、学校ごとに色や形が決まっているものは、各校で購入店舗が指定されている。それ以外のものについては、学校が紹介する購入店舗に限らず、保護者が自由に購入することができる。各学校の標準服等の取扱いについては、各学校の校長の責任において、取扱等について取り決めるとともに、児童・生徒や保護者へお伝えしている、と答弁いたしました。

次に、8ページをお願いいたします。VII、社民党新宿区議会議員団、一般質問1、いのちを守る施策の充実について、でございます。

(1) は割愛いたしまして、(2) でございます。

(2) 若年層の自殺を止めるには、学校教育が大変重要である。誰のいのちも自分のいのちも大切に教育をどのように進めているか、という御質問です。

教育長答弁です。

(2) 学校では、命の大切さを実感できる教育や、困難やストレスに直面したときの対処方法についての教育を実施している。命の大切さを実感できる教育については、全小・中学

校が、特別の教科、道徳の「生命の尊さ」で学習している。困難やストレスに直面したときの対処方法についての教育では、「SOSの出し方に関する教育」を教育課程に位置付け、DVD教材などを活用し、授業を実施している、と答弁いたしました。

以下、割愛いたします。

以上で、第2回定例会の答弁の説明を終わらせていただきます。

**○教育指導課長** 令和3年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について、御報告いたします。

本制度につきましては、児童・生徒の健全育成のため、子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

本日は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの運用状況について御報告をさせていただきます。

なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことを御理解くださいますようお願いいたします。

それでは、資料を御覧ください。

警察から学校への個人情報の提供があった3件の事案、本人外収集について御報告いたします。

1番は、当該児童が放課後に自宅マンション6階の外側廊下から近くで拾った他人の水筒を地面へ向かって落としたものでございます。当該事案について、警察署から学校に電話で連絡があり、学校が詳細を聞き取ったものです。その後、学校でも当該児童の見守りを行っております。

2番は、当該児童が近隣の商店において菓子類をリュックサックに入れるところを店員が目撃し、警察へ通報したものでございます。警察署の聴取で、当該児童は万引き行為を認めため、当該警察署より学校に電話で連絡がありました。

3番は、警察署の担当から移行し、面談によって学校が受けた内容です。児童館による金銭の受渡しがあり、当該校に在籍する被害児童及び加害児童の状況等について情報提供がございました。

続いて、学校から警察への個人情報を提供した1件の事案、外部提供について報告をいたします。

本協定のガイドラインにおける法的手続きに基づき、警察署から当該学校に対し、個人情報

の提供依頼があったため、学校は在籍児童の個人情報をもとに面談によって提供いたしました。

報告内容は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

まず、報告1について御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

次に、報告2について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 こちらも御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

---

◆ 報告3 その他

○教育長 次に、報告3、その他ですが、事務局から報告事項がございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了します。本日の教育委員会を閉会いたします。

---

午後 3時28分閉会